

## 議案第39号

### 斑鳩町個人情報保護審査会条例

【議案提出担当課：総務課】

斑鳩町個人情報保護審査会の設置等について定めている斑鳩町個人情報保護条例（平成10年6月斑鳩町条例第27号）の廃止に伴い、本条例において斑鳩町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものであります。

#### 1. 主な制定内容

##### (1) 設置（第2条関係）

諮問に応じ、保有個人情報の開示決定に対する審査請求等について調査審議するため、斑鳩町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

##### (2) 組織（第3条関係）

審査会は、委員5人以内で組織する。

##### (3) 委員（第4条関係）

委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱し、委員の任期は、3年とする。

#### 2. 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

##### (2) 経過措置

- ・廃止前の条例に基づく審査会の委員である者は、本条例の施行の日に、本条例に基づく審査会の委員として委嘱された者とみなします。
- ・この場合における委員の任期は、廃止前の条例に基づく審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とします。
- ・本条例の施行日前に、廃止前の条例に基づく審査会にされた諮問は、本条例に基づく審査会にされたものとみなします。